

一般競争入札（条件付）公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

令和6年3月6日

赤磐市長 友 實 武 則

1 入札に付する事項

工事番号	5051000090	工 事 概 要	機械器具設置工 ポンプ設置 N=1基 配管工 VUφ125 L=116m HIVPφ50 L=65m
工 事 名	赤磐市立山陽西小学校排水設備改修工事		
工事場所	赤磐市 山陽3丁目 地内		
予定工期	契約締結日から令和6年8月30日まで		
予定価格	16,990,000円 (消費税額及び地方消費税の額を除く)		
最低制限 価格	赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領第4条第2項の規定に基づき設定する。		
入札保証金	免除		
契約保証金	要（請負代金の100分の10以上）		
支払条件	①前金払：有（請負代金の10分の4以内） ②中間前金払：有 ③部分払：有 2回以内 ※ただし、②又は③を契約時に選択すること。		

2 入札に参加できる者の要件

入札公告日から落札者が決定するまでの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

1 入札参加者共通事項	赤磐市建設工事に係る一般競争入札（条件付）事務取扱要領及び赤磐市建設工事等電子入札実施要綱のとおり
2 入札参加資格業種	機械器具設置工事
3 営業所の所在地に関する条件	令和5年度赤磐市入札参加資格審査申請書において、次の、（1）又は（2）のいずれかに該当すること。 （1）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち、赤磐市内に主たる営業所を有していること。又は赤磐市内に主たる営業所から契約権限の委任行為のあるその他の営業所を有していること。 （2）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち、岡山県内に主たる営業所を有していること。（（1）に該当する場合を除く。）
4 経営事項審査評定値	3（1）に該当する者については 600点以上 3（2）に該当する者については 700点以上 (令和5年度赤磐市入札参加資格審査申請書の総合評定値に主観点数を加えた総合点数とする。赤磐市ホームページで確認すること。)
5 業者格付	C以上（令和5年度赤磐市建設工事等入札参加資格者名簿に記載の格付けとする。）
6 特定建設業許可に関する条件	—
7 施工実績に関する条件	・3（1）に該当する者は、履行実績は問わない。 ・3（2）に該当する者は、平成20年度以降に元請負人として、岡山県内において、国、県又は県内市町村から発注された、請負金額が1件 7,000千円 以上の 機械器具設置工事 （平成20年度以降に受注したものに限り。）を施工し、完成、引渡し完了した実績を有すること。 ※特定建設工事共同企業体（出資比率が20%以上の場合のものに限る。）の構成員としての施工実績で申請する場合は、その出資比率に応じた額を施工実績の額とする。 ※施工実績が合併又は会社分割前のものである場合は、組織の承継が確認できる書類を提出すること。当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。また、事業の譲渡

	によるものである場合は認めない。
8 配置技術者に関する条件	<p>次の条件を満たし、建設業法に定める機械器具設置工事業に係る資格を有する技術者（監理技術者又は主任技術者）を入札参加資格確認申請日において当該工事に配置できること。</p> <p>1) 契約締結先の営業所に、当該工事の入札参加資格確認申請日以前3箇月以上在籍していること。（令和5年度赤磐市入札参加資格審査申請書に添付の技術職員名簿及び職員一覧表に記載されており、本市への届出手続きが当該工事の入札参加資格確認申請日以前3箇月前までに完了していること。変更分を含む。ただし、3箇月以上雇用されている職員の技術資格に係る変更を除く。）</p> <p>2) 監理技術者にあつては、機械器具設置工事業に係る監理技術者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。</p>
9 その他	<p>1) 入札参加条件を満たすことを確認し、入札参加表明を行わなければ入札に参加することはできない。</p> <p>2) 本件入札に参加しようとする者は、同一入札に同時に参加する者と役員（監査役は含まない。）を兼ねていないこと。又は、親会社と子会社、親会社を同じくする子会社同士でないこと。</p> <p>3) 入札参加表明日において、岡山県内の他の地方公共団体から指名停止又は、指名除外等の措置を受けていないこと。（指名停止等措置状況調書（参考様式）に記入のうえ入札参加資格確認申請書と一緒に提出すること。）</p>

3 入札手続等

手続等	期間・期日	場所・方法等
1 入札参加資格確認申請書及び関係書類の配布	令和6年3月6日から 落札決定日まで	赤磐市ホームページからダウンロードすること。
2 入札参加表明受付	令和6年3月18日 午後0時から 令和6年3月25日 午後5時まで	岡山県電子入札共同利用システムによる。一般競争入札（条件付）公告共通事項3のとおり。入札参加表明を行わない者は入札に参加できない。
3 設計図書等の閲覧	令和6年3月6日から 令和6年3月27日まで	赤磐市役所財務部管財課での閲覧又は赤磐市ホームページからダウンロードすること。
4 設計図書等への質問の受付	令和6年3月6日から 令和6年3月14日までの 午前8時30分から 午後5時まで	<p>場所：赤磐市役所財務部管財課</p> <p>方法：ファックス（送信確認を行うこと。）</p> <p>※ファックス番号： （令和6年3月8日まで）086-995-2309 （令和6年3月11日から）086-955-1261</p>
5 回答書の閲覧	回答可能となった日から 開札日まで	赤磐市ホームページ
6 入札の受付	令和6年3月26日 午前9時から 令和6年3月27日 午後5時まで	<p>岡山県電子入札共同利用システム</p> <p>※入札書に工事費内訳書（別紙様式）を添付すること。</p> <p>※午後9時から午前8時までは岡山県電子入札共同利用システムが利用できないので注意すること。</p>
7 開札	令和6年3月28日 午後1時00分から	赤磐市 熊山支所 2階第1会議室 ※開札は公告番号順とする。
8 事後審査書類の提出	令和6年3月29日 午後0時まで	<p>場所：赤磐市下市344番地 赤磐市役所財務部管財課（本庁舎）</p> <p>方法：持参に限る。</p> <p>①一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第1号）</p> <p>②施工実績調書（別記様式1）</p> <p>※「3（1）に該当する者については提出不要。</p> <p>③配置予定技術者調書（別記様式2）</p> <p>④指名停止等措置状況調書</p> <p>上記の②③の内容が証明できる書類</p>
9 入札結果の公表	落札決定後速やかに	赤磐市ホームページ及び入札情報公開システム

10 入札参加資格がないとされた理由の説明要求	入札結果の公表日の翌日から起算して3日以内(市の休日を除く)	場所：赤磐市役所財務部管財課（本庁舎） 方法：持参に限る。
11 入札参加資格がないとされた者への理由の説明	説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して5日以内	方法：郵送

注) 1 上記のうち期間については、赤磐市の休日を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条1項に規定する市の休日を除く。

2 赤磐市ホームページアドレス

<https://www.city.akaiwa.lg.jp/>

4 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、「一般競争入札（条件付）事務取扱要領」で定めるところによる。
- (2) 地方自治法、同法施行令、赤磐市財務規則、その他関係法令、設計図書等について熟読の上入札に参加すること。
- (3) 落札者が、落札決定から契約締結までに入札参加条件を満たさなくなったとき又は指名停止措置等（岡山県内の他の地方公共団体の措置を含む。）を受けたときは落札決定を取り消し、契約を締結しないものとする。

一般競争入札（条件付）公告共通事項

1 入札の方法について

岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した入札（以下「電子入札」という。）により実施する。なお、電子入札システムの障害等により電子入札が不可能となった場合は、赤磐市建設工事等電子入札実施要綱（平成23年赤磐市告示第84号）第19条の規定による。

2 入札参加資格に関する要件

入札に参加できる者（入札公告において共同企業体での入札参加を指定した工事にあつては、その共同企業体の全構成員）は、入札公告日から落札者が決定するまでの間、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 対象工事と同種類の建設工事について、令和5年度赤磐市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置（以下「指名停止」という。）又は指名留保を受けていないこと。
- (4) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年赤磐市告示第114号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止命令を受けていないこと。
- (6) 受審した経営事項審査が有効期間内であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 入札参加表明日時までに電子入札システムで使用することができる電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得し、電子入札システムの赤磐市への利用者登録を完了していること。

3 入札参加表明及び入札参加資格確認申請書の提出について

- (1) 入札参加希望者は、対象工事等に係る入札参加条件を満たすことを確認し、電子入札システムにより参加表明の登録を行うこと。
- (2) 入札参加資格確認申請書等の提出書類は、下記のうち公告で示すものとする。なお、提出期限は別途連絡する。
 - ① 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第1号）
 - ② 施工実績調書（別記様式1）
 - ③ 配置予定技術者調書（別記様式2）

※専任が求められる工事では、1者の技術者をもって複数の工事に入札参加資格確認申請をすることはできない。また、先に公告のあった工事に配置する予定の技術者を、その工事の落札決定があるまでは、後から公告する別の工事の配置予定技術者とすることはできない。
 - ④ 指名停止等措置状況調書
 - ⑤ 別記様式1及び2に添付が必要な確認書類（写し）及び令和5年度入札参加資格申請書提出時に職員情報の添付が必要なかった者については、契約締結先の職員情報を事後審査書類提出時に添付すること。

4 入札執行後に行う参加資格の確認について

開札の結果、予定価格以下の金額での応札があつた場合（最低制限価格を設定した場合においては、予定価格以下の金額で最低制限価格以上の金額での応札があつた場合）、落札決定を保留し、最低価格入札者（最低制限価格を下回る応札をした者を除く。）から入札価格の低い順に、1者ずつ公告及び公告共通事項に基づくすべての入札参加資格の確認を行う。入札参加資格が確認できた時点で終了し、その他の者について入札参加資格は確認しない。

入札参加資格の確認は、2（1）から（9）まで及び一般競争入札（条件付）公告2入札に参加できる

者の要件の1から9までの番号順に行い、入札参加資格がないと認められた時点で確認を終了し不適格とする。その他の事項については、確認を行わない。

5 入札参加通知について

電子入札の場合は、事前に入札参加資格を確認しないため参加通知は行わない。

6 入札書の提出について

- (1) 入札回数は1回限りとする。
- (2) 入札参加者は、電子入札システムに案件登録された対象工事の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより入札金額その他必要事項の登録を行うことにより入札書及び工事費内訳書を提出すること。なお、入札公告において共同企業体での入札を指定した工事にあつては、構成員の代表者のICカードを使用して入札書を提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力すること。また、添付ファイルの1ファイルの大きさは3MB以下としファイルの形式は次のとおりとする。なお、電子ファイルを圧縮するときの圧縮形式はzip形式とする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ファイル形式	条 件
PDF形式	Adobe Reader 9で読み取りが可能なもの
Microsoft Excel (xls形式、xlsx形式)	Microsoft Excel 2016で読み取りが可能なもの (Microsoft Excel 97から2016)
Microsoft Word (doc形式、docx形式)	Microsoft Word 2016で読み取りが可能なもの (Microsoft Word 97から2016)

- (4) 提出した入札書の訂正、引換え又は撤回は認めない。
- (5) 入札書を提出した後の辞退については認めない。ただし、入札参加者からの申出により市長が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。
- (6) 公告において工事費内訳書の提出を義務付けられた場合は、当該工事費内訳書の電子ファイルについて、最新パターンファイルによりウイルスチェックを行うこと。
- (7) 午後9時から午前8時までは、電子入札システムが利用できないため、注意すること。
- (8) 赤磐市建設工事等電子入札実施要綱に規定する入札以外は認めない。なお、本市の使用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行えないと判断した場合は、入札の延期若しくは中止又は郵便入札への変更をすることがある。
- (9) 落札者にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

7 開札方法等について

- (1) 入札の開札は、公告において指定した日時及び場所において、立会を希望する者を立ち合わせて執行するものとする。立会を希望する者がいないときは当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (2) 開札の立会者は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。
- (3) 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、申請書等に基づき参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行うまでもなく、8（1）から（6）のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (4) 赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領（平成22年赤磐市告示第55号）に定める最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者を失格とする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の全ての入札が最低制限価格を下回った場合は、赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領の規定による。
- (6) 同一価格で入札した者が2者以上あるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。
- (7) 談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (8) (7)による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。
- (9) (7)又は(8)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札

に係る入札書、申請書等及びその他の書類を無効とする。

(10) 赤磐市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責めを負わないものとする。

8 入札の無効について

- (1) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 予定価格を上回る入札
- (5) 赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）第140条各号に掲げる入札
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

9 落札者の決定方法

- (1) 赤磐市財務規則第137条第1項の規定による予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（最低制限価格を設定した場合においては、予定価格以下の金額で最低制限価格以上の金額をもって応札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者）を落札候補者とし、「4入札執行後に行う参加資格の確認について」による事後審査の結果、入札の参加資格を満たすことが確認された者を落札者として決定する。
- (2) 赤磐市建設工事入札に係る低入札価格調査実施要綱（平成19年赤磐市告示第98号）に定める調査基準価格が設定され、その価格を下回る入札が行われた場合の落札者の決定は、同要綱による。なお市から詳細な工事費内訳書等の提出依頼があった場合には、指定の時刻までに指定の方法により提出するものとする。指定の時刻までに指定の方法により提出がない場合は、失格とする。
- (3) 落札者がいない場合（低入札価格調査を実施した結果、落札者が決まらなかった場合を含む。）は、入札不調とする。

10 無資格への理由説明

- (1) 入札執行後に行う入札参加資格の確認において、資格がないと認められた者は、市長に対し、その理由について、入札公告で定めるところにより説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明要求に対しては、入札公告で定めるところにより回答する。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。
- (3) 「明らかに入札参加要件を満たさないにもかかわらず、入札を行った場合」、「明らかに施工実績要件等を満たさないにもかかわらず、落札候補者となり入札参加資格審査で失格となった場合」、「落札候補者となったにもかかわらず、入札参加資格申請に係る証明資料の提出がない場合」、「落札候補者が虚偽の入札参加資格確認申請を行った場合」、「低入札価格調査制度による詳細な工事費内訳書等を提出しない場合」等は、入札の秩序を乱す行為として指名停止を行うことがあるので十分注意すること。
- (4) 落札者は、病休、死亡、退職等特別な理由がある場合以外は、配置予定技術者調書に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置しなければならない。
- (5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。
- (7) 提出された申請書等は、返却しない。
- (8) 提出期限後における申請書等の差替え及び提出は、認めない。